

特定施設水道連結型スプリンクラー設備（直結直圧式）の設置等基準

淡路広域水道企業団

平成23年4月1日施行

## 特定施設水道連結型スプリンクラー設備（直結直圧式）の設置等基準

特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲（以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。）について、その設置に関する設計等の基準を下記のとおりとする。

### 1. 水道直結式スプリンクラー設備の設置について

#### (1) 水道直結式スプリンクラー設備の給水方法について

①給水方法は直結直圧方式又は、受水槽方式とする。

※ 直結増圧式は認めない。

#### (2) 水道直結式スプリンクラー設備の工事又は整備について

淡路広域水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）（給水装置主任技術者）は消防設備士（甲種第1類免状所有者）の指導の下に行うこと。

#### (3) 水道直結式スプリンクラー設備の水理計算について

配水管分岐からスプリンクラーヘッドまでの部分の水理計算は消防設備士が行い、指定給水装置工事事業者は当該設置場所の最小動水圧等配水の状況及び直結増圧式の不可についての情報を提供すること。また、様式1号「水道直結式スプリンクラー設備設置事前協議書」・様式2号「水圧調査確認書」により企業団と事前協議を行うこと。

※水圧調査については、企業団職員の指示に従い事前に実施し、その結果を様式2号「水圧調査確認書」により提出し企業団職員の確認を得ること。

#### (4) 設置者への説明及び承諾書の提出について

指定給水装置工事事業者は水道直結式スプリンクラー設備の設置者に対して、様式3号「水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書」内容について十分説明を行い給水装置工事申込書提出時に提出すること。

#### (5) 凍結防止時の留意事項

凍結防止のための水抜き時にも正常に作動するようなスプリンクラー設備の設置がなされていること。

### 2. 水道直結式スプリンクラー設備の設計について

水道直結式スプリンクラー設備の設計に当たっては、下記の事項を遵守すること。なお、消防法令に規定された事項については、消防法に規定された消防設備士が責任を負い、所管消防署等に届出ること。

(1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な消防設備士が行った水理計算の水圧、水

量が得られるものであること。

- (2) 水道直結式スプリンクラー設置により配水管等へ影響を与える恐れ又は、過大な水量を必要とする場合は、受水槽方式とすること。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッド各栓の放水量は15ℓ/分（火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあつては30ℓ/分）以上の放水量が必要であること。また、スプリンクラーヘッドが最大4個同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計の放水量は60（120）ℓ/分以上を確保すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の設計に当たっては、利用者に周知すること。また、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定できること。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造材質基準に適合する構造であること。
- (6) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造とすること。結露現象が生じ、天井、周囲に影響を及ぼす恐れがある場合は、防露措置が行われていること。

### 3. その他

- (1) 消防設備士及び指定給水装置工事事業者は、水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上必要事項・連絡先等を見やすい場所に表示するよう防火管理者に指導すること。
- (2) 指定給水装置工事事業者は、水道直結式スプリンクラー設備への給水を受持つ接続量水器の直結止水栓に「水道直結式スプリンクラー設置」明示札を取付けること。

(様式1号)

平成 年 月 日

## 水道直結式スプリンクラー設備設置事前協議書

淡路広域水道企業団企業長 様

(申請者)

住所

氏名

TEL

下記の建物について水道直結式スプリンクラー設備を設置したいので、事前協議を申請します。

1.設置予定場所	
2.設置予定建物名称	
3.給水方式	<input type="checkbox"/> 直結直圧( 階～ 階) <input type="checkbox"/> 受水槽方式( 階～ 階) <input type="checkbox"/> その他
4.建築物の概要	①建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 【 <input type="checkbox"/> 木造・ <input type="checkbox"/> コンクリート造・ <input type="checkbox"/> その他( )】
	②給水装置 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設
	③工事着工予定日 平成 年 月 日 (建築物が新設の場合のみ)
	④給水開始予定日 平成 年 月 日
	⑤建物階高 階
	⑥給水階高 階
	⑦建物用途 <input type="checkbox"/> 小規模社会福祉施設等(延床面積 m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他( )
5.計画消火水量 (瞬間最大流量)	<input type="checkbox"/> 小規模社会福祉施設等 <input type="checkbox"/> 60ℓ/分 <input type="checkbox"/> 120ℓ/分 <input type="checkbox"/> 住宅用 ℓ/分
6.消火用設備	<input type="checkbox"/> 湿式 <input type="checkbox"/> 乾式
7.分岐口径	分岐元管口径 φ mm × 分岐管口径 φ mm (計画又は既設を記入)
8.メーター口径	既設口径 φ mm 計画口径 φ mm
9.配水管埋設道路 給水地計画標高	給水地計画標高と配水管埋設道路標高の高低差 給水地計画標高( m)-配水管埋設道路標高( m)= m
10.建築高	建築高さ m、最高水栓(ヘッダー)高さ m(給水地計画標高から)
11.指定給水装置 工事業業者	住所 名称 担当者氏名 TEL
12.備考	<input type="checkbox"/> 位置図(付近見取図) <input type="checkbox"/> 建築物の平面図 <input type="checkbox"/> 立体図 <input type="checkbox"/> 水理計算書 <input type="checkbox"/> 水圧調査確認書(設置基準(別紙2号)) <input type="checkbox"/> その他添付書類( )

(様式2号)

## 水 圧 調 査 確 認 書

平成 年 月 日

淡路広域水道企業団企業長 様

(指定給水装置工事事業者)

住 所 :

事業者名 : ㊟

電 話 :

下記の水道直結式スプリンクラー設置予定場所における、水圧調査を実施したので確認を願います。

### 記

設置予定場所及び施設名	【住 所】 【施設名】
主任技術者氏名	【主任技術者】 ㊟
消防設備士氏名	【消防設備士業者名】 【消防設備士】 ㊟
設置施設の概要	【施設内容】 【施設の階数】 階建
配水管及び給水管状況	【分岐配水管】管種 φ mm 【分岐口径】 φ mm 【メーター口径】 φ mm (既設が有る場合は既設)
設置場所付近の水圧 (測定結果)	【移動平均最小動水圧】 Mpa ※別紙測定記録 【測定日】 年 月 日 【測定時間】 時 分～ 時 分 ( 時間)
添付書類	・位置図 (測定場所記入要)・平面図 (測定場所記入要) ・水圧測定記録・その他必要な書類

(様式3号)

## 水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

平成 年 月 日

淡路広域水道企業団企業長 様

設置者住所

設置者 \_\_\_\_\_ ㊟

設置場所 \_\_\_\_\_

設置水栓番号 \_\_\_\_\_

水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の条件を承諾し適正に管理することを承諾します。

### 記

1. 水道直結式スプリンクラー設備の設計は、消防法令に規定された消防設備士の指導の下に淡路広域水道企業団（以下、「企業団」という。）指定給水装置工事事業者が施工いたします。また、事前に所管消防署等と協議いたします。
2. 災害・その他正当な理由（給水制限時、配水管事故時、水道施設の工事等）によって、一時的断水や水圧低下などのより、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、企業団に一切の責任を求めません。
3. 水道直結式スプリンクラー設備の、火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても、企業団に一切の責任を求めません。また、設備の非作動等が生じることの無いよう、設置者の責任に置いて、日常の保守点検ならびに修理等を行い維持管理に努めます。
4. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された部屋を賃貸等する場合は、本設備は条件が付帯されていることを賃借人等に了承させます。
5. 本設備の所有者を変更するときは、上記事項について新所有者または譲渡人等に継承するとともに、新所有者より企業団へ所有者の変更届及び承諾書を提出させます。
6. 生活用（一般用）水道配管を利用しスプリンクラー設備を設置する場合は、水道水の停滞水が生じない構造とします。また、通水状態に異常があった場合は、企業団指定給水装置工事事業者に連絡するとともに、当方にて処置いたします。
7. 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令品であるとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であることとします。
8. 水道直結式スプリンクラー設備を貯水槽方式で使用する場合は、貯水槽より下流側について、適切な管理（水質検査、点検、清掃など）に努めます。

(様式第4号)

淡水企〇〇〇第〇〇号

年 月 日

様

淡路広域水道企業団 企業長

印

水道直結式スプリンクラー設備設置事前協議に関する回答について

年 月 日付けで事前協議のあった水道直結式スプリンクラー設備設置  
について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 別添、水道直結式スプリンクラー設備設置事前協議書内容にて設置を  
( 許可 ) します。

(※ 所管消防署の消防法に基づく届出審査完了後、給水装置工事申込を行って下さい。)

- 2 否

(理由)

### 事務処理フロー

